

平成31年 3月27日  
九州地方整備局

**H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)  
に関する意見募集結果と今後の主な予定について**

記者発表資料

H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）について、平成31年2月1日から2月15日にかけてご意見の募集を行ったところ、25件のご意見が寄せられました。

このたび、みなさまからお寄せいただきましたご意見とこれに対する回答についてとりまとめを行いましたので、ご報告するとともに、今後の主な予定についてお知らせいたします。

【担当・問い合わせ先】

- 国土交通省 九州地方整備局 建政部  
都市整備課長 岩井 創（内線 6161）  
建設専門官 松永 鉄治（内線 6115）  
代表電話 092-471-6331  
直通電話 092-707-0187

# H31-35 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案) に関する意見募集結果と今後の主な予定について

## 1. 意見募集結果について

国営海の中道海浜公園（以下「本公園」という。）では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、本公園の運営維持管理業務について民間競争入札による業務委託を実施することとされております。このたび、運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるにあたり、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、平成31年2月1日（金）から平成31年2月15日（金）までご意見を募集いたしました。

今回、皆様からお寄せいただいたご意見とこれに対する回答について、別添のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へ御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、その他本実施要項策定に係る諸情報につきましては、

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo\\_service\\_kaikaku/hourei.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/hourei.html)

をご参照下さい。

## 2. 今後の主な予定

平成31年（2019年）4月中旬

運営維持管理業務 募集開始

平成31年（2019年）10月上旬

運営維持管理業務 事業者決定

## 3. 意見募集結果の公表に関する問合せ先

国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市整備課長 岩井 創

建設専門官 松永 鉄治

電話番号：092-471-6331（代表）

※意見募集結果の公表に関するお問合せは、9時15分から18時00分（土曜日、日曜日、祝日を除く）までの間に受け付けております。

H31-35国営海の中道海浜公園運営維持管理業務 パブコメ質問事項及び回答

記載箇所	頁	ご質問、ご意見等	ご質問、ご意見の理由	回答(海の中道海浜公園)
1 民間競争入札実施要項(案)	P1	1.1.1対象施設の概要 平成32年度中にB地区森の池エリアが供用されるとなっているが、具体的な時期や規模等の積算が可能な情報を提示していただきたい。	経費積算に必要なため。	B地区森の池エリアの管理は平成32年4月から開始を想定し、数量を計上予定で。
2 民間競争入札実施要項(案)	P1	1.1.1対象施設の概要 業務期間中に官民連携の事業が導入されるとなっているが、具体的な時期や規模等の積算が可能な情報を提示していただきたい。	経費積算に必要なため。	公示の際には、その時点での検討状況に基づき、可能な範囲で時期等を明示予定で。
3 民間競争入札実施要項(案) 別紙12 収益施設等管理運営規程書(案)	P8 別紙P164 別紙P197	1.2.6収益施設等設置管理運営業務 収益施設等共通規定書 第14条2項 収益施設等個別規定書 収益事業編 第20条 レンタサイクルの利用料金について、実施要項(案)には「九州地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める」とあるが、共通規定書及び個別規定書の記載と異なるため、実施要項と同じ記載をしていただきたい。	レンタサイクル施設は施設運営に係る費用のみならず自転車の購入が施設等運営者の費用となり、他の収益施設以上の負担となる。安全管理の面からも適度な自転車更新を行うために利用料金の設定は運営者の裁量とすべきと考えられるため。	レンタサイクル施設は広大な公園の利用にあたっての利用者の主要な移動手段であるため、利用者の負担軽減の観点から上限を設定しています。上記により、実施要項(案)1.2.6については収益施設等設置管理運営規定書に合わせた記述に修正いたします。ただし、3時間料金などの一定時間を対象とした利用料金については、利用者の動態等を踏まえて、九州地方整備局と協議の上で定めることができます。
4 民間競争入札実施要項(案)	P13	1.3.5 委託費の支払い方法 「事業者の運営維持管理の責任に抛らない場合」に、「官民連携事業の導入に伴い包括的な質が達成できなかった場合」、「官民連携事業の導入に伴い企画提案事項が履行できなかった場合」を追記していただきたい。	官民連携事業の導入に伴い、本業務の対象施設の敷地面積が増減したり、予定していた企画提案事項が実施できなくなるなど、入園者数や満足度等の包括的な質に影響を及ぼす可能性があるため。	1.3.5「その他、事業者の責に抛らない自由が発生し、九州地方整備局が認めた場合」に該当します。
5 民間競争入札実施要項(案)	P27	3. 3 表8 配置予定者の業務実績に関する要件 実施体制欄 第4項目 「総括責任者は、原則、実施期間中専任(※9)とする」とあるが、「総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任(※9)とする」に修正していただきたい。	別紙479ページ※6番目の同じ記載内容とするならば、両者の整合性を持たせる必要があるため。	別紙479ページ※6番目に合わせる記述に修正します。
6 民間競争入札実施要項(案)	P27	3. 3 表8 配置予定者の業務実績に関する要件 実施体制欄 第4項目 「総括責任者は、原則、実施期間中専任とする」、「総括責任者が勤務する体制が、総括責任者を除く業務責任者のうち、2名以上が勤務する体制とすること」とあるが、数量総括表においては、各業務責任者の勤務日数は週5日分を積算していただきたい。	業務内容や要求水準に大きな変化がないにもかかわらず、「H30-34国営吉野ヶ里歴史公園運営時管理業務」において、総括責任者が勤務しない日のみ、2名の業務責任者の数量が計上(2日/週×2人)され、総括責任者と業務責任者が同一日に勤務することができない積算となっており、現実的ではなかったため。	・必要に応じて適切に積算するとともに、入札公告時には「見積参考資料」として公開する予定です。
7 民間競争入札実施要項(案)	P30 P31 P47	4.1入札の実施手順及びスケジュール(予定) 手続きフロー(案) 8.6.15業務計画書の提出 「契約締結日の14日前までに業務計画書を提出する」とあるが、これまでの実績を踏まえ「落札予定者の決定」から「契約締結」までの期間について、1ヶ月間では短かすぎるので2ヶ月間としていただきたい。 ・業務計画書の提出について、契約締結が落札から2週間とされていることから、同様にしていただきたい。 4. 1. 入札の実施手順及びスケジュール(予定) ①落札予定者の決定通知:平成31年10月上旬 ②公共サービス法に基づく確認 ③落札者の決定通知:平成31年10月中旬 ④契約延長の申請及び承諾:平成31年10月下旬 ⑤業務計画書の提出・承諾:平成31年11月下旬 ⑥契約締結:⑤から14日以内 とし、「手続きフロー(案)」も同様としていただきたい。	実態に即したスケジュールとすべきであるため	・現時点では概略の時期を示したものではありませんが、入札公告時には、より実態に近い時期を示す予定です。
別紙9 個別仕様書(案) 【施設・設備維持管理】	別紙111	第54条 便所清掃[便所清掃表] 清掃B 配置予定人数 2~3人/日、清掃C 配置予定員数 1~3人/日となっているが、数量総括表では、3人/日で計上していただきたい。	柔軟な人員体制をとるものの、経費積算のためには明確な数量が必要である。業務内容に変更がないことから、最低水準を維持するためには3人/日が必要と考えられるため。また、満足度等の包括的な質に影響を及ぼす可能性があるため。	公示時には、明確な数量を提示します。
別紙9 個別仕様書(案) 【施設・設備維持管理】	別紙113	第55条 植栽地等清掃(園路広場、工作物一般、工作物特殊)1. 日常清掃[巡回清掃表] 記載表に※7月、9月、11月、3月の平日分の記載無し、12月、1月、2月の日祝日分の記載無しとなっている。 業務内容の変更がないため、前回の入札広告資料と同様の数量を計上していただきたい。	業務内容に変更がないことから、最低水準を維持するためには前回の入札広告資料と同様の数量が必要と考えられるため。また、満足度等の包括的な質に影響を及ぼす可能性があるため。	第55条 植栽地等清掃(園路広場、工作物一般、工作物特殊) 1. 日常清掃の表について以下のように修正いたします。 表中<下線が修正箇所> 巡回清掃B 3. 4. 5. 7. 8. 10. 11月の平日、2. 6. 1月の土日祝日 巡回清掃C 3. 4. 7. 8. 9. 10. 11月の土日祝日 巡回清掃D 5月の土日祝日
別紙9 個別仕様書(案) 【施設・設備維持管理】	別紙113	第11編園内清掃、公園内建物清掃 ゴミ回収工が削除されているが、ゴミ回収作業は必要ないという理解でよいのか。ゴミ回収作業が必要な場合は、前回の入札広告資料と同様の数量を計上していただきたい。	ゴミ回収は日常清掃で必要不可欠であるため。また、本業務に含まれる場合、今回の個別仕様書では日常清掃の配置予定人員が減っており、ゴミ回収作業を行うには別途人員及び軽トラック等の作業車が必要となるため。また、満足度等の包括的な質に影響を及ぼす可能性があるため。	ゴミ回収工については、第55条植栽地等清掃(園路広場、工作物一般、工作物特殊)1. 日常清掃の7)に記載しております。
別紙10 個別仕様書(案) 【植物管理】	別紙129	第6章 草花管理 第62条 花畑巡回工・花畑雑工 花畑雑工の作業内容の記載がないので業務内容の記載をいただきたい。	記載がないため。	個別仕様書(植物管理)第6章草花管理第62条花畑巡回工・花畑雑工に下記を追加します。「花畑管理の際に必要と判断される作業を実施すること。」
別紙10 個別仕様書(案) 【植物管理】	別紙131	第7章 バラ園管理 第63条 管理水準 説明文の最後(別添32「特殊管理区域図及びバラ園管理図」とある。別添32は「特殊管理区域図及びバラ園管理図、田畑管理図のため、整合した記載をいただきたい。また、バラの管理はフラワーミュージアムも対象であるため、バラ園管理ではなく、バラ管理としたほうが適切。	対象があいまいなため	以下のとおり、別添32 特殊管理区域図及びバラ園管理図を修正いたします。 別添32<下線が修正箇所> 別添32 特殊管理区域図及びバラ園管理図 (注書きとして「バラ園以外の園内のバラの管理も対象とする。」と記載)
別紙12 収益施設等設置管理運営規程書(案)	別紙163	第11条 責任分担一覧 表責任分担の不可抗力において、※2「収益施設等に関する備品」に管理備品が含まれているのであれば対象外としていただきたい。	備品には「管理備品」と「特定施設・備品」があり、前者は「本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域、建築区域内に設置されている」と明記されていることから、施設の一部と捉えることができ、施設使用料を納めている施設等運営者が復旧を担うのは、妥当でないため。	・不可抗力の項目において「備品」としているのは「特定備品」のことであり、記載を「特定備品」と修正します。

H31-35国営海の中道海浜公園運営維持管理業務 パブコメ質問事項及び回答

記載箇所	頁	ご質問、ご意見等	ご質問、ご意見の理由	回答(海の中道海浜公園)
別紙12 収益施設等設置管理運営規程書 (案)	別紙164	第13条 運営日時等 九州地方整備局が、天変地異、社会的又は経済的環境の著しい変化及びその他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることは出来ないものとする、とある。 一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を行う場合は、施設等運営者と「協議」することとしていただきたい。また、公園管理上の理由とは具体的にどのようなことが想定されるか明示いただきたい。	施設等運営者は施設使用料を収めており、採算性の点においても意向を反映させるべきであるため。また、公園管理上の理由が不明確であるため。	・天変地異などやむを得ない事由の場合で、営業廃止等の指示をする場合は、国が開園することが困難であるとの判断のもと指示することとなります。 ・なお、その場合の施設使用料については国営海の中道海浜公園運営維持管理業務収益施設等管理運営規定書第15条なお書きにより、協議の結果、公園管理者が必要と認める場合には、施設使用料を改定することとなります。
別紙12 収益施設等設置管理運営規程書 (案)	別紙193	収益事業編 第6条 臨時駐車場の利用料金についても同様である、との記載があるが、臨時駐車場は自主事業のため、利用料金は施設等運営者の裁量としていただきたい。	臨時駐車場は、場所の土地借上げや、遠地を確保した際のお客様送迎など、通常の駐車場施設では発生しない費用が想定されるため、利用料金は施設等運営者に委ねるのが妥当であると考えられるため。	臨時駐車場は、自主事業となりますので、「臨時駐車場の利用料金についても同様である」については削除します。また第3章臨時駐車場の第6条総則について7. の記述について、利用料金については、施設運営者の裁量によりますので、「臨時駐車場の利用料金は、常設駐車場と同一料金を基本とするが、これにより難しい場合は、九州地方整備局と協議するものとする。」に修正いたします。
別紙12 収益施設等設置管理運営規程書 (案)	別紙208	収益事業編 第46条1項 営業時間が「7月第3土曜日から8月31日までの土・日・祝日及び8月13日から15日迄は、10:00から19:30」となっています。 実施要項(案)の通り18:30までに変更していただきたい。 また開園時間の延長については、実施要項(案)P1と合わせて「※繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の受託者が九州地方整備局と協議し、同意を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。」と記載していただきたい。	実施要項(案)の開園時間に合わせておくこと、また他施設と同じ扱いにしておくことが妥当であると考えられるため。	以下のとおり修正いたします。 第4章ディキャンプ場 第46条 運営日時<下線が修正箇所> ■営業時間 1) 7月第3土曜日から8月31日までの土・日・祝日及び8月13日から15日迄は、 10時00分から18時30分
別紙12 収益施設等設置管理運営規程書 (案)	別紙204	第35条 運営日時等 本規定書第3編3章に基づき臨時飲食施設を設置することができるが、4章の誤りではないか。また、その場合、4章18条2項及び4項の9について、臨時飲食施設は対象外としていただきたい。	常設施設を対象とした通年の管理規定であり、臨時に設置、運営する飲食施設には適さないため。	以下のとおり修正いたします。 第3章 飲食・物販施設 第35条 繁忙期の対応<下線が修正箇所> 施設等運営者は繁忙期の管理運営に当たって、各飲食・物販施設のスタッフを適切に配置し安定的なサービスの提供に努めると共に、飲食施設の供給機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、本規定書第3編第4章(18条2項及び4項の9を除く)に基づき自主事業として臨時飲食施設を設置することができる。
別紙12 収益施設等設置管理運営規程書 (案)	別紙253	自主事業編 第22条3項 使用料は規定書第1編第1章第15条の定めに従う、とある。自主事業施設運営計画書における支出額を算出するため、対象となる収益施設ごとの土地使用料を明示していただきたい。 (また、建物使用料も必要となるため、算定方法を明示していただきたい。)	自主事業施設運営計画書における支出額算出に必要なため。	対象となる収益施設の土地使用料は、対象面積に使用料㎡単価をかけて算出可能です。土地使用料及び建物使用料は、参考までに規定書第15条2項に平成30年度の実績を示しています。
①提出様式1-3 ②様式1-5-3 ③様式1-5-3 ④別紙 注6	①④別紙 477 ②③別紙 483	①事業名欄の内容種別は1)~4)ではなく、1)~9)になるのではないか。 ②事業名欄の内容種別は1)~5)も、同様ではないか。 ③P477と同様の脚注(注書)が必要でないか。 ④企画書の提出時には、申請書類の提出時に修正していただきたい。	①②「配置予定者の業務実績に関する要件」に関しては、同種業務に加え「類似業務」に定める要件を満たせば問題ない、現行の要件は資格要件を狭めることになるため。 ③記入に際し判断根拠を要するため。 ④実施要項P32 4.2.2 ⑨ の記載に合わせるため。	①別紙p477提出様式1-3事業名欄の内容種別を1)~9)に修正 ②別紙p483提出様式1-5-3事業名欄の内容種別を1)~5)に修正 ③別紙p483提出様式1-5-3について別紙p477提出様式1-3の注書を追記します。 ④別紙p477の注6は、下記のとおり修正いたします。 「注6:申請書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始までに雇用される念書(任意様式)(以下、省略)」
①様式1-10 「入札参加事業者等確認書」第1面から8面 ②別紙	①別紙493 ②別紙494	①別紙P493は、P475 様式1-1の「競争参加資格確認申請書」と重複する、また、これまでの取り扱いから 別紙P502 誓約書の提出のみとしていただきたい。 ②本籍の記載については特定後で問題ないため、記載対象から除外していただきたい。	①・様式1-10は様式1-1に同じ内容であり、1-1で代替できるものと判断するため。 ・九州地方整備局発注のロ号国営の国営吉野ヶ里歴史公園の場合も「誓約書」で処理しているため。 ②・個人情報に関する書類(住民票)については、必要な場合に提出することで対応できるため。	①別紙P502 誓約書の提出のみに修正します。 ②本籍の記載については特定後の記載に修正します。
別紙 申請における留意事項について ※特に「8」の記載	別紙504	国営吉野ヶ里歴史公園における提出書類に関する「申請書類の留意事項について」に合わせたいただきたい。 開札後、落札者となるべきもの(落札予定者)は、開札後速やかに様式1-10(第2面)及び電子記録媒体(CD-R等)を提出すること、なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある	・国営吉野ヶ里歴史公園における提出書類に関する「申請書類の留意事項について」に合わせる。 ・個人情報に関する書類(住民票)については、必要な場合に提出することで対応できるため。	国営吉野ヶ里歴史公園における提出書類に関する「申請書類の留意事項について」に合わせます。 開札後、落札者となるべきもの(落札予定者)は、開札後速やかに様式1-10(第2面)及び電子記録媒体(CD-R等)を提出すること、なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があるに修正します。
別紙4 収益施設一覧	別紙24	子供の広場休憩所レストラン及び売店(ワンダーシャトル)の図面について、シャトルレストランでは飲食物の持ち込みが可能であり、青少年海の家の団体利用での食事場所としても受け入れている現状もうかがえます。公園利用者サービスの一環として収益施設範囲から該当部分(テーブル)を除外して頂きたい。	悪天候時に着座で食事や休憩できるスペースとして稀有な施設であり、利用客の顧客満足度を損なわないためには必須の利用者サービスとも捉えられます。面積削減による施設使用料算定にも関わってくるものと思われるので、ご配慮いただければと考えます。	ワンダーシャトルのテーブルはレストランの機能として不可欠のものであり、該当部分も収益施設と考えます。
別紙4 収益施設一覧	別紙8	表 収益施設一覧 飲食・物販施設プール内売店Aの許可予定面積が159㎡と記載されていますが、屋上部分と一階部分の面積を記載されていると捉えていいのでしょうか。 (該当箇所のページ) 別紙218ページ プール監視体制の構築 5)監視員 ①監視隊長	開園期間中1名/日とは監視隊長が公休等で不在の場合は監視副隊長が代行できるという解釈でよろしいのでしょうか。	飲食・物販施設プール内売店Aの許可予定面積の159㎡は、一階部分の面積となり、収益施設として利用していない屋上部の面積は含まれておりません。 監視体制(監視隊長)は、別紙218第64条1.5)監視員①監視隊長の記載のとおり開園期間中1名/日となりますので、監視隊長が不在時は、同等の経験、資格を有する者を配置するものとなります。

H31-35国営海の中道海浜公園運営維持管理業務 パブコメ質問事項及び回答

	記載箇所	頁	ご質問、ご意見等	ご質問、ご意見の理由	回答(海の中道海浜公園)
24	別紙12 収益施設等設置管理運営規程書 (案)	別紙224	第71条 費用負担 軽微な修繕の金額を具体的に示していただくことは可能でしょうか。	老朽化の進んだ施設もあり、修繕費用の予算組に必要と捉えます。	軽微な修繕に関する費用については、収益施設の運営等の状況によりますので、具体的な金額等の明示は出来ません。 なお、「軽微な修繕」はポンプ、モーター等の機器の更新、プールの防水処理や全塗装、建物の防水等以外の修理に関するものと考えます。
25	別紙12 収益施設等設置管理運営規程書 (案)	別紙226	第74条 コインロッカーの管理運営 参考になっている現在の仕様と相違があると思います。	昨年、入替が行われており、口数、料金共に変更が行われておりますので変更または削除をお願いいたします。	最新の情報に修正します。